

令和7年度 観光2次交通利用促進事業

沖縄観光の交通手段については、レンタカーが主流となっているものの、国際線の復便や車の免許を持たない観光客の観光2次交通を確保するため、市町村、旅行事業者、交通事業者等が行う観光2次交通の確保（観光施設や観光地域を結ぶ運行等）に要する経費に対し、補助金を交付する。

〔事業概要〕

（1）補助対象者

- ア 一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者
- イ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者と契約のうえ、旅行商品としてバスを運行する旅行事業者（旅行業の登録を受けた事業者）
- ウ 道路運送法第21条第1項第2号に基づき、一時的な需要のため国土交通大臣の許可を受けた事業者
- エ 市町村（上記許可を受けた事業者と契約のうえ、バス等を運行する市町村）

（2）対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（3）補助率 1／2（ただし、2年目は1／3、3年目は1／4）

（4）上限額 1,314万円/台（ただし、車種の大きさや運行日数等により異なる）

（5）補助対象経費 バス等の運行に必要な人件費、燃料費、車両維持費、バス等の確保（購入費を除く）に要する経費、営業に要する経費

[補助の対象となる事業]

次の区間を1日あたり最低3往復バス等で運行する事業（ただし、2地点だけではなく、需要等に応じ、2地点以上の運行をする場合も補助事業の対象とする）

ア 観光客が多く訪れる観光施設や観光地域（以下「観光施設等」という）を結ぶ区間

イ 沖縄県が別で実施する観光2次交通結節点機能強化事業において、北谷町に設置する北谷ゲートウェイと観光施設等を結ぶ区間

※現在、交通広場設置の準備を進めているところであり、設置後は、補助の対象となる予定です。

ウ バスターミナルやモノレール駅のほか、市町村が計画している交通結節点と観光施設等を結ぶ区間

上記の他、沖縄県が観光客の交通手段の確保として必要と認めた区間をバス等で運行する事業

ただし、次に該当する場合は、補助の対象外とする。

- （1）バス等の運行に対し、国、都道府県又は市町村からその全部又は一部に対して補助金が交付される場合
- （2）既に一般乗合旅客自動車運送事業として路線バスが運行している区間を運行する場合（ただし、当該区間において、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者であって、停車するバス停を制限して運行する場合は除く）

[補助金の上限額]

- 大型車13,140,000円/台（運行が365日未満の場合、1日当たり、36,000円/台）
- 中型車11,169,000円/台（運行が365日未満の場合、1日当たり、30,600円/台）
- 小型車 9,855,000円/台（運行が365日未満の場合、1日当たり、27,000円/台）

※大型車（車両の長さが9m以上又は座席が50人以上）、小型車（車両の長さが7m以下かつ座席が29人以下）

[補助金の算定方法]

補助対象経費に補助率を乗じた額（A）

補助対象経費から収入を除いた額（B）

補助金上限額（C）

のうち、低い額を補助金とする

（事例1）

補助対象経費500万円、運賃収入350万円、補助金上限額360万円

事業者の持ち出し0円

$$A \quad 5,000,000円 \quad \times \quad 1/2 \quad = \quad 2,500,000円$$

$$B \quad 5,000,000円 \quad - \quad 3,500,000円 \quad = \quad \underline{1,500,000円} \quad (\text{補助金交付額})$$

$$C \quad \text{補助金上限額} \quad = \quad 3,600,000円$$

（事例2）

補助対象経費800万円、運賃収入400万円、補助金上限額360万円

事業者の持ち出し40万

$$A \quad 8,000,000円 \quad \times \quad 1/2 \quad = \quad 4,000,000円$$

$$B \quad 8,000,000円 \quad - \quad 4,000,000円 \quad = \quad 4,000,000円$$

$$C \quad \text{補助金上限額} \quad = \quad \underline{3,600,000円} \quad (\text{補助金交付額})$$